

議第 9 号議案

選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

平成 2 8 年 6 月 1 5 日提出

提出者	新座市議会議員	辻	実樹
賛成者	〃	亀田	博子
	〃	高邑	朋矢
	〃	平野	茂
	〃	塩田	和久
	〃	笠原	進

提 案 理 由

選択的夫婦別姓の早期導入を求めるため、この案を提出する。

選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等を基本とし、家族法を個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定しなければならないとうたっています。

しかし、現行民法は、婚姻に当たり夫婦同姓を強制し、夫婦の姓を平等に尊重することができない制度となっています。価値観・生き方が多様化している今日、別姓を望む夫婦にまで同姓を強要する理由はなく、別姓を選択できる制度を導入して、個人の尊厳と両性の平等を保障することが強く求められています。

選択的夫婦別姓の導入については、1996年2月の法制審議会でも導入を内容とした民法の改正を答申しましたが、今日に至るまで実現していません。国連の女性差別撤廃委員会でも日本政府の取組の遅れが厳しく指摘されました。

こうした中、最高裁は昨年12月、民法の夫婦同姓の強制について初の憲法判断を示し、夫婦同姓の強要は「合憲」としつつも制度の在り方については「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄に他ならない」と述べ、国会での論議を促しました。

よって、国においては、法制審議会の答申や国際社会の批判を踏まえ、選択的夫婦別姓の導入を盛り込んだ民法改正案を早期に国会で成立させるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年6月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様
法務大臣 様